

令和5年第12回堺市教育委員会議事録

開催日	令和5年11月22日(水)
場所	堺市役所 本館3階 大会議室3
会議種類	定例会
教育長の報告	①いじめ重大事態に係る調査について
議案	議案第37号 堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について 議案第38号 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について 議案第39号 令和6年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について 報告第29号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算第4号)について 報告第30号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)について 報告第31号 堺市立学校園教職員人事について 報告第32号 管理職人事について 報告第33号 事務局職員の人事異動について
その他報告	①いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)
教育長	栗井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 長山秀基教育監 伊藤修士教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 森浦稔教職員人事部長 樋口信征教職員企画課長 志波政宏教職員人事課長 富岡重幸学校教育部長 川端一生生徒指導課長 懸樋修三地域教育支援部長 北野勝美地域教育振興課長 北野修司学校管理部部理事 飯田繁夫学校施設課長 橋本宏司教育政策課長 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時15分
栗井明彦教育長	これより、令和5年第12回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課企画係長から、諸般の報告をします。
楠本奈央子教育政策課企画係長	報告いたします。 本日の会議には、宮本委員が欠席されています。 また、事務局におきましては案件に関する理事者全員が出席しています。
栗井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和5年第11回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【案件】	日程第1 報告第29号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算第4号)について
栗井明彦教育長	それでは、日程に入ります。 日程第1 「報告第29号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算第4号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 岩井伸司教委総務課長	報告第29号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算第4号)について、説明します。 本件は、令和5年度堺市一般会計補正予算第4号について、令和5年第5回市議会(定例会)に上程するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。

本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 5 年 11 月 20 日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。

別紙 1、第 1 表、歳出予算補正をご覧ください。

教育委員会が所管する現計予算に係る補正額は、歳出予算 8 億 535 万 4 千円の減額となっております。

次に第 2 表、繰越明許費をご覧ください。

繰越明許費とは年度末である令和 6 年 3 月末日までに事業完了が見込めないものについて、翌年度に予算を繰越できるように計上するものです。

次に、第 3 表、債務負担行為補正をご覧ください。

債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、今回は 3 事業の変更と 7 事業を追加計上する予定となっております。

次に詳細をご説明いたします。資料の 1 ページをご覧ください。

1 点めは、歳出予算についてです。

まず、学校園の光熱水費を 3200 万円増額いたします。

こちらは、物価高騰に伴う、小・中・高・支援の光熱水費の不足に対応するものです。

次に、教職員人件費及び教職員退職手当及び共済費を 9 億 8680 万円減額します。こちらは、教職員人件費等の所要減に伴い減額するものです。

次に、事務局人件費等を 8033 万 2 千円増額いたします。

こちらは、事務局職員の時間外勤務手当や会計年度任用職員の報酬等の不足に伴い増額するものです。

次に、国庫支出金の還付金を 6911 万 4 千円増額いたします。

こちらは、国からの交付金の金額確定に伴い国へ還付するため、増額するものです。

2 点めは、繰越明許費についてです。

こちらは、東三国丘小学校校舎改築工事において、令和 5 年度内の工事完了が困難であることから 5000 万円繰越するものです。

3 点めは、債務負担行為についてです。

まず、小学校給食運営事業として 1000 万円です。

こちらは、令和 6 年度からの学校給食費の公会計化に伴い、納付書等各種帳票等の作成及び封入等作業のためのものです。

次に、義務教育施設整備事業として 4200 万円です。

こちらは、深井小学校長寿命化改修工事等設計業務のためのものです。

次に、中学校給食改革事業として 6 億 5400 万円です。

こちらは、学校給食センター整備に伴う物価高騰対応のためのものです。

次に、納付書拡大事業として 500 万円です。

こちらは、学校給食費コンビニエンスストア収納代行業務のためのものです。

次に、学校園維持管理事業として 4 億 1500 万円です。

こちらは、学校園維持管理にかかる業務委託や人材派遣業務等のためのものです。

次に、学校園検（健）診事業として 4700 万円です。

こちらは、学校園勤務職員の就業前健康診断及び児童生徒の健康診断に使用

	<p>する検診用器具消毒業務のためのものです。</p> <p>次に、入学者選抜等デジタル化推進事業として 200 万円です。</p> <p>こちらは、堺高校入学者選抜に係るシステム利用のためのものです。</p> <p>次に、学校園 AED 一式賃貸借事業として 500 万円です。</p> <p>こちらは、各学校園にリースした AED 設置業務のためのものです。</p> <p>次に、放課後子ども支援事業納付書等作成及び封入・封緘業務として 300 万円です。</p> <p>こちらは、放課後児童対策事業の利用者に対して送付する負担金納入通知書等の作成業務のためのものです。</p> <p>最後に、図書館管理運営事業として 2 億円です。</p> <p>こちらは、移動図書館車の運営、図書館資料整理業務のためのものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
【案 件】	日程第 2 報告第 30 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について
栗井明彦教育長	<p>次に、</p> <p>日程第 2</p> <p>「報告第 30 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 飯田繁夫学校施設課長	<p>報告第 30 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について説明します。</p> <p>本件は、工事請負契約の締結について、令和 5 年第 5 回市議会（定例会）に上程するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>なお、本件は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 5 年 11 月 16 日に教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本件は、津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その 2）の契約締結に関するものであり、「堺市学校施設整備計画」に基づき、老朽化の解消を目的に体育館等の改修を行うものです。</p> <p>工事の概要は、鉄筋コンクリート造地上 3 階建ての体育館棟長寿命化改修、体育館棟昇降機設備工事、プール水槽改修、屋外附帯を行うものです。</p> <p>一般競争入札を行った結果、株式会社山口工務店を落札者と決定し、令和 5 年 10 月 27 日に、4 億 1579 万 7,800 円の仮契約を締結しました。入札の経緯等については、資料 4 ページめに記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>

【採 決】	承認
【案 件】	日程第3 議案第37号 堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について
栗井明彦教育長	次に、 日程第3 「議案第37号 堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 北野勝美地域教育振興課長	議案第37号 堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について説明します。 本件は、堺市立学校の施設開放に関する規則の改正を行うもので、教育委員会の議決事項であるため、議案として上程するものです。 改正の趣旨は、学校施設開放事業における利用の対象及び学校施設の使用許可手続について、規定の明確化を図るため、所要の改正等を行うものです。 改正の内容は3点です。 1点めは、開放事業の利用団体の構成員の人数及び代表者に関する要件について、教育長に委任する旨を規定上明記するもの 2点めは、開放事業を実施する学校の施設の使用許可手続について、規定上明記するもの 3点めは、2点めの改正内容に伴い規定を整備するものです。 本規則は令和6年4月1日から施行するものです。 説明は以上です。
栗井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。
長田翼委員	本規則改正を行う理由や背景についてお聞かせください。
北野勝美地域教育振興課長	現規則においては、施設開放の利用に当たっての団体登録申請及び承認の手続きの記載がありましたが、使用許可手続についての規定がなかったため改正するものです。背景としては、現在、本事業は学校施設を無料で使用できるものですが、今後、受益者負担について検討する場合にはその使用許可について明示しておく必要があるためです。
鈴木真由子委員	施設の使用許可の手続について、市民の方の利便性が高い申込方法が必要と思いますが、現在、オンラインでの申込はされていますか。
北野勝美地域教育振興課長	現在、オンラインで手続ができるよう整備を進めており、一部の手続はオンライン化しています。なお、利用者によっては、利用環境がない方のため、一部、紙での申請を残しています。 ただし、今後、事務のDX化や市民の利便性向上の観点からオンライン手続は必須と考えているため、オンライン化を推進しようと考えております。
栗井明彦教育長	他にご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第4 議案第38号 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について

粟井明彦教育長	次に、 日程第4 「議案第38号 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 樋口信征教職員企画課長	議案第38号 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について説明します。 本件は、通勤手当の額の改定について、その支給を受けている職員の通勤の実情をよりの確に反映したものとす所要の改正等を行うため、議案として上程するものです。 その内容は、まず、職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生じた場合において、規定により難い事情があると認められるときは、教育委員会が別に定めるところによりその額を改定することとするものです。 次に、通勤手当の日割計算について、規則上明確にするとともに、その他規定の整備を行うものです。 本規則は、公布の日から施行するものです。 説明は以上です。
粟井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採決】	可決
【案件】	日程第5 議案第39号 令和6年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について
粟井明彦教育長	次に、 日程第5 「議案第39号 令和6年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 志波政宏教職員人事課長	議案第39号 令和6年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について説明します。 本件は、国の基準や加配をもとに、本市の教育ニーズに則した令和6年度の教職員の定数配分方針を策定するため、議案として上程するものです。 現在、各学校園では、令和5年度の定数配分方針により「幼稚園における主幹教諭の配置」「ICT活用の推進」「学校群モデルとして先進的な取組の推進」「中学校における学年進行による段階的な38人学級の実施」等に取り組み、教育活動を実施しています。令和6年度に向け、令和5年度の取組を継続して進めるほか、直面する新たな教育課題に対応することを念頭に置き、令和6年度の堺市立学校園教職員定数配分方針を策定するものです。 令和5年度からの変更点について説明します。 1点めは、小・中学校の校長・教員の定数配分について、小学校では国の基準において1年～4年が35人、5年～6年が40人学級編制となっていましたが、義務標準法の改正に伴い、令和6年度、小学校5年生までを35人学級編制にするものです。 2点めは、小・中学校の校長・教員の定数配分について、昨年度、小学校5～6年生で38人学級により個の学びに添った指導を実施していましたが、義務標準法の改正に伴い、小学校6年生で実施します。また、中学校においては昨年度より学年進行による段階的な38人学級実施に伴い、令和6年度は中学校1～2年生において38人学級を実施するものです。

	<p>3点めは、養護教諭について「児童生徒の健康又は保健室業務の支援について巡回指導を行うため、養護教諭を加配できる。」との項を定め、原則、各校1名配置である養護教諭について、課題のある学校、要望のある学校にベテランの養護教諭を派遣し、保健室支援、養護教諭支援・指導を行うものです。</p> <p>なお、本方針の内容には、予算を伴うものもあるため、実際の配置のあり方については、今後、財政当局を含めた庁内関係課と議論・検討します。</p> <p>議決後、学校園に本方針を周知し、教職員配置に関する基本的な考えを説明し、本市の教育課題に対応した人事配置を行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
栗井明彦教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>日程第6「報告第31号 堺市立学校園教職員人事について」、 日程第7「報告第32号 管理職人事について」、 日程第8「報告第33号 事務局職員の人事異動について」は、 人事に関する案件のため、 教育長の報告①「いじめ重大事態に係る調査について」及び その他の報告①「いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」は、 関係児童生徒等のプライバシー保護のため、 秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
(教育長の報告①、日程第6報告第31号～日程第8報告第33号、その他報告①は秘密会)	
【案 件】	日程第6 報告第31号 堺市立学校園教職員人事について
栗井明彦教育長	<p>次に、 日程第6 「報告第31号 堺市立学校園教職員人事について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明（要旨）】 志波政宏教職員人事課長	堺市立学校園における教職員の懲戒処分について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長において、臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第7 報告第32号 管理職人事について
栗井明彦教育長	<p>次に、 日程第7 「報告第32号 管理職人事について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明（要旨）】 志波政宏教職員人事課長	堺市立宮山台中学校長の人事異動について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長において、臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第8 報告第33号 事務局職員の人事異動について

栗井明彦教育長	次に、 日程第 8 「報告第 33 号 事務局職員の人事異動について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 岩井伸司教委総務課長	教育センター管理職の人事異動について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、教育長において、臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。
【採 決】	承認
【教育長の報告①】	いじめ重大事態に係る調査について
栗井明彦教育長	次に、教育長の報告① 「いじめ重大事態に係る調査について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説明（要旨）】 富岡重幸学校教育部長	市立学校で発生したいじめについて、いじめ重大事態と判断しました。また、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項 17 号の規定に基づき、調査主体を決定したことを報告するものです。
【その他報告①】	いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）
栗井明彦教育長	次に、その他報告① 「いじめ重大事態に係る調査について」報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
【説明（要旨）】 川端一生生徒指導課長	学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項のいじめ重大事態に関する調査結果報告書について報告するものです。
閉 会 宣 言	午前 11 時 00 分
栗井明彦教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 5 年第 12 回教育委員会を閉会します。